

広島県訓令第十号

本 庁
地 方 機 関

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令（昭和五十九年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とし、第三条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十三条第八号中「管理課管理第二係長」の下に、「維持課事業調整員」を加え、同条を第十二条とする。

第十四条の見出しを「（充て職）」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出しを「（事務従事）」に改め、同条第一項中「別表第二の上欄に掲げる」を「福山地域事務所厚生環境局福祉課長の」に、「当該下欄に掲げる」を「広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）第四十五条第一項の規定による立入調査等に関する」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に、「室又は係」を「課又は室」に改め、同条を第十四条とする。

別表第一中「（第十四条関係）」を「（第十三条関係）」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「（第十五条関係）」を「（第十四条関係）」に改め、同表県民生活部総務管理局青少年・地域安全室及び福祉保健部総務管理局子ども家庭支援室並びに地域事務所厚生環境局福祉課指導係（呉地域事務所厚生環境局福祉課指導係及び備北地域事務所厚生環境局福祉課指導係を除く。）及び子ども家庭センター（備北子ども家庭センターを除く。）の項中「地域事務所厚生環境局福祉課指導係（呉地域事務所厚生環境局福祉課指導係及び備北地域事務所厚生環境局福祉課指導係を除く。）」を「福山地域事務所厚生環境局福祉課」に改め、同表を別表第二とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。